

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(1月につき)			
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
緊急時 訪問介護加算	予め計画された以外の指定訪問介護を 緊急に行った場合	1,000円	100円	200円	300円
2人介助での訪問の場合		通常の単位×2			
介護職員処遇改 善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計13.7%			
介護職員特定処 遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計0.63%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。